

令和6年杉並区教育委員会規則

規則番号	題名
14	杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
15	杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
16	杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
17	杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
18	杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
19	杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則
20	杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則
21	杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
22	杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
23	杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
24	杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を
改正する規則を公布する。

令和6年12月11日

杉並区教育委員会

教育長 渋谷 正 宏

杉並区教育委員会規則第14号

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年杉並区教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第30条の2第3項中「による部分休業の承認」の次に「又は条例第18条の2の2第1項の規定による子育て部分休暇の承認」を、「当該部分休業」の次に「又は当該子育て部分休暇」を加える。

第30条の2の次に次の1条を加える。

（子育て部分休暇）

第30条の2の2 条例第18条の2の2第1項の教育委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

（1） 当該職員の子が、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている場合

（2） 当該職員の子が、厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている場合又は東京都知事の定めるところにより愛の手帳の交付を受けている場合

（3） 当該職員の子が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合

（4） 当該職員の子が、児童福祉法第6条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病にかかっている場合であって、その疾病の状態が同条第3項の規定により当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める程度であるとき。

2 子育て部分休暇の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりに、1日につき2時間を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。

3 杉並区職員の育児休業等に関する条例第15条の規定による部分休業の承認、条例第17条第1項の規定による育児時間の承認又は条例第18条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する子育て部分休暇の承認については、1日につき2時間から当該部分休業、当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で

行うものとする。

- 4 教育委員会は、子育て部分休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書等の提出を求めることができる。
- 5 子育て部分休暇の申請は、これを利用する日の前日までに庶務事務システムに所要事項を入力することにより行うものとする。ただし、これにより難しい場合は、別記様式第12号により行うものとする。
- 6 教育委員会は、子育て部分休暇の申請について、条例第18条の2の2第1項に規定する場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該申請に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。
- 7 子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。
- 8 教育委員会は、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、子育て部分休暇の承認を取り消すものとする。
 - (1) 子育て部分休暇をしている職員が当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなったとき。
 - (2) 子育て部分休暇をしている職員について当該子育て部分休暇に係る子以外の子に係る子育て部分休暇を承認しようとするとき。
 - (3) 子育て部分休暇をしている職員について当該子育て部分休暇の内容と異なる内容の子育て部分休暇を承認しようとするとき。
 - (4) 子育て部分休暇（条例第18条の2の2第1項の教育委員会規則で定める場合に該当するものに限る。）に係る子が第1項各号に掲げる場合に該当しなくなったとき（当該子が満12歳に達する日後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるときに限る。）。
- 9 職員は、子育て部分休暇に係る子の養育状況に変更が生じた場合には、庶務事務システムに所要事項を入力することにより教育委員会に届け出なければならない。ただし、これにより難しい場合は、別記様式第13号により教育委員会に届け

出なければならない。

第30条の3第2項中「任命権者」を「教育委員会」に改める。

別記様式第11号の次に2様式を加える。

子 育 て 部 分 休 暇 承 認 申 請 書

年 月 日提出

(教育委員会)	申 請 者	所 属		
宛		職 務 名		
		氏 名		
次のとおり子育て部分休暇の承認を申請します。				
1 申請に係る子	氏 名			
	続 柄 等			
	生 年 月 日	年 月 日		
2 申請期間 及び時間	期 間		時 間	
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前 時 分から	
	年 月 日まで		午後 時 分から	
			<input type="checkbox"/> その他 ()	時 分まで
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前 時 分から	
	年 月 日まで		午後 時 分から	
		<input type="checkbox"/> その他 ()	時 分まで	
3 備 考				

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 子育て部分休暇の承認の申請その他のこの規則の施行の日以後の子育て部分休暇に関し必要な行為は、同日前においても改正後の第30条の2の2の規定の例により行うことができる。

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

<p>(介護時間) 第30条の2 略 2 略 3 杉並区職員の育児休業等に関する条例（平成4年杉並区条例第1号）第15条の規定による部分休業の承認又は条例第18条の2の2第1項の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する介護時間の承認については、1日につき2時間から当該部分休業又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 4～7 略 (子育て部分休暇) 第30条の2の2 条例第18条の2の2第1項の教育委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。 (1) 当該職員の子が、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている場合 (2) 当該職員の子が、厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている場合又は東京都知事の定めるところにより愛の手帳の交付を受けている場合 (3) 当該職員の子が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合 (4) 当該職員の子が、児童福祉法第6条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病にかかっている場合であって、その疾病の状態が同条第3項の規定により当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める程度であるとき。 2 子育て部分休暇の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりに、1日につき2時間を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。 3 杉並区職員の育児休業等に関する条例第15条の規定による部分休業の承認、条例第17条第1項の規定による育児時間の承認又は条例第18条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する子育て部分休暇の承認については、1日につき2時間から当該部分休業、当</p>	<p>(介護時間) 第30条の2 略 2 略 3 杉並区職員の育児休業等に関する条例（平成4年杉並区条例第1号）第15条の規定による部分休業の承認 _____を受けて勤務しない時間がある職員に対する介護時間の承認については、1日につき2時間から当該部分休業_____の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 4～7 略</p>
--	--

該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

4 教育委員会は、子育て部分休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書等の提出を求めることができる。

5 子育て部分休暇の申請は、これを利用する日の前日までに庶務事務システムに所要事項を入力することにより行うものとする。ただし、これにより難しい場合は、別記様式第12号により行うものとする。

6 教育委員会は、子育て部分休暇の申請について、条例第18条の2の2第1項に規定する場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該申請に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

7 子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。

8 教育委員会は、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、子育て部分休暇の承認を取り消すものとする。

(1) 子育て部分休暇をしている職員が当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなったとき。

(2) 子育て部分休暇をしている職員について当該子育て部分休暇に係る子以外の子に係る子育て部分休暇を承認しようとするとき。

(3) 子育て部分休暇をしている職員について当該子育て部分休暇の内容と異なる内容の子育て部分休暇を承認しようとするとき。

(4) 子育て部分休暇（条例第18条の2の2第1項の教育委員会規則で定める場合に該当するものに限る。）に係る子が第1項各号に掲げる場合に該当しなくなったとき（当該子が満12歳に達する日後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるときに限る。）。

9 職員は、子育て部分休暇に係る子の養育状況に変更が生じた場合には、庶務事務システムに所要事項を入力することにより教育委員会に届け出なければならない。ただし、これにより難しい場合は、別記様式第13号により教育委員会に届け出なければならない。

(組合休暇)

第30条の3 略

2 教育委員会は、組合休暇を承認するときは、当該休暇に係る活動を確認で

(組合休暇)

第30条の3 略

2 任命権者は、組合休暇を承認するときは、当該休暇に係る活動を確認で

きる証明書等の提出を求めることができる。

きる証明書等の提出を求めることができる。

杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年12月11日

杉並区教育委員会

教育長 渋谷 正 宏

杉並区教育委員会規則第15号

杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成19年杉並区教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第35条の2第3項中「規定する育児時間」の次に「、第35条の2の2に規定する子育て部分休暇」を、「当該育児時間」の次に「、子育て部分休暇」を加える。

第35条の2の次に次の1条を加える。

（子育て部分休暇）

第35条の2の2 条例第19条の2の2第1項の教育委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

- （1）当該職員の子が、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている場合
 - （2）当該職員の子が、厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている場合又は東京都知事の定めるところにより愛の手帳の交付を受けている場合
 - （3）当該職員の子が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合
 - （4）当該職員の子が、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病にかかっている場合であって、その疾病の状態が同条第3項の規定により当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める程度であるとき。
- 2 子育て部分休暇の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき2時間を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。
 - 3 第25条に規定する育児時間、第35条の2に規定する介護時間又は杉並区職員の育児休業等に関する条例第15条に規定する部分休業を承認されている職員に対する子育て部分休暇の承認については、1日につき2時間から当該育児時間、介護時間又は部分休業を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
 - 4 教育委員会は、子育て部分休暇を承認し、又は利用の状況を確認するため、養

育を必要とすることを証する証明書等の提出を求めることができる。

- 5 教育委員会は、子育て部分休暇の申請について、条例第19条の2の2第1項に規定する場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該申請に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。
- 6 子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。
- 7 教育委員会は、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、子育て部分休暇の承認を取り消すものとする。
 - (1) 子育て部分休暇をしている職員が当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなったとき。
 - (2) 子育て部分休暇をしている職員について当該子育て部分休暇に係る子以外の子に係る子育て部分休暇を承認しようとするとき。
 - (3) 子育て部分休暇をしている職員について当該子育て部分休暇の内容と異なる内容の子育て部分休暇を承認しようとするとき。
 - (4) 子育て部分休暇（条例第19条の2の2第1項の教育委員会規則で定める場合に該当するものに限る。）に係る子が第1項各号に掲げる場合に該当しなくなったとき（当該子が満12歳に達する日後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるときに限る。）。
- 8 子育て部分休暇の申請は、これを利用する日の前日までに別記第9号様式により行うものとする。
- 9 職員は、子育て部分休暇に係る子の養育状況に変更が生じた場合には、別記第10号様式により教育委員会に届け出なければならない。

第35条の3第2項中「任命権者」を「教育委員会」に改める。

別記第8号様式の次に2様式を加える。

別記第9号様式（第35条の2の2関係）

子育て部分休暇承認申請書

年 月 日提出

(教育委員会) 宛	申請者	所 属		
		職 務 名		
		氏 名		
次のとおり子育て部分休暇の承認を申請します。				
1 申請に係る子	氏 名			
	続 柄 等			
	生 年 月 日		年 月 日	
2 申請期間 及び時間	期 間		時 間	
	年 月 日から 年 月 日まで		<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	午前 時 分から 時 分まで 午後 時 分から 時 分まで
	年 月 日から 年 月 日まで		<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	午前 時 分から 時 分まで 午後 時 分から 時 分まで
3 備 考				

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 子育て部分休暇の承認の申請その他のこの規則の施行の日以後の子育て部分休暇に関し必要な行為は、同日前においても改正後の第35条の2の2の規定の例により行うことができる。

杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
<p>(介護時間)</p> <p>第35条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第25条に規定する育児時間、第35条の2の2に規定する子育て部分休暇又は杉並区職員の育児休業等に関する条例（平成4年杉並区条例第1号）第15条に規定する部分休業を承認されている職員に対する介護時間の承認については、1日につき2時間から当該育児時間、子育て部分休暇又は部分休業を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>4～7 略</p> <p>(子育て部分休暇)</p> <p>第35条の2の2 条例第19条の2の2第1項の教育委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 当該職員の子が、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている場合</p> <p>(2) 当該職員の子が、厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている場合又は東京都知事の定めるところにより愛の手帳の交付を受けている場合</p> <p>(3) 当該職員の子が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合</p> <p>(4) 当該職員の子が、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病にかかっている場合であって、その疾病の状態が同条第3項の規定により当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める程度であるとき。</p> <p>2 子育て部分休暇の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき2時間を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。</p> <p>3 第25条に規定する育児時間、第35条の2に規定する介護時間又は杉並区職員の育児休業等に関する条例第15条に規定する部分休業を承認されている職員に対する子育て部分休暇の承認については、1日につき2時間から当該育児時間、介護時間又は部分休業を減じた時間を超えない範囲内で行うものと</p>	<p>(介護時間)</p> <p>第35条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第25条に規定する育児時間_____又は杉並区職員の育児休業等に関する条例（平成4年杉並区条例第1号）第15条に規定する部分休業を承認されている職員に対する介護時間の承認については、1日につき2時間から当該育児時間_____又は部分休業を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>4～7 略</p>

新	旧
<p>する。</p> <p>4 <u>教育委員会は、子育て部分休暇を承認し、又は利用の状況を確認するため、養育を必要とすることを証する証明書等の提出を求めることができる。</u></p> <p>5 <u>教育委員会は、子育て部分休暇の申請について、条例第19条の2の2第1項に規定する場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該申請に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。</u></p> <p>6 <u>子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。</u></p> <p>7 <u>教育委員会は、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、子育て部分休暇の承認を取り消すものとする。</u></p> <p>(1) <u>子育て部分休暇をしている職員が当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなったとき。</u></p> <p>(2) <u>子育て部分休暇をしている職員について当該子育て部分休暇に係る子以外の子に係る子育て部分休暇を承認しようとするとき。</u></p> <p>(3) <u>子育て部分休暇をしている職員について当該子育て部分休暇の内容と異なる内容の子育て部分休暇を承認しようとするとき。</u></p> <p>(4) <u>子育て部分休暇（条例第19条の2の2第1項の教育委員会規則で定める場合に該当するものに限る。）に係る子が第1項各号に掲げる場合に該当しなくなったとき（当該子が満12歳に達する日後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるときに限る。）。</u></p> <p>8 <u>子育て部分休暇の申請は、これを利用する日の前日までに別記第9号様式により行うものとする。</u></p> <p>9 <u>職員は、子育て部分休暇に係る子の養育状況に変更が生じた場合には、別記第10号様式により教育委員会に届け出なければならない。</u></p> <p>(組合休暇)</p> <p>第35条の3 略</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、組合休暇を承認するときは、当該休暇に係る活動を確認できる証明書等の提出を求めることができる。</p>	<p>(組合休暇)</p> <p>第35条の3 略</p> <p>2 <u>任命権者</u>は、組合休暇を承認するときは、当該休暇に係る活動を確認できる証明書等の提出を求めることができる。</p>

杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年12月11日

杉並区教育委員会

教育長 渋谷 正 宏

杉並区教育委員会規則第16号

杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和2年杉並区教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第28条第2項中「次項」の次に「並びに第29条の2第2項及び第3項」を加え、同条第3項中「による部分休業の承認」の次に「又は第29条の2の規定による子育て部分休暇の承認」を、「当該部分休業」の次に「又は当該子育て部分休暇」を加える。

第29条の2を第29条の4とし、第29条の次に次の2条を加える。

（子育て部分休暇）

第29条の2 教育委員会は、会計年度任用講師が、当該会計年度任用講師の子であつて、満3歳に達した日から満12歳（次に掲げる場合にあっては、満18歳）に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものを養育するため、1日の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。

- （1） 当該会計年度任用講師の子が、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている場合
- （2） 当該会計年度任用講師の子が、厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている場合又は東京都知事の定めるところにより愛の手帳の交付を受けている場合
- （3） 当該会計年度任用講師の子が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合
- （4） 当該会計年度任用講師の子が、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病にかかっている場合であつて、その疾病の状態が同条第3項の規定により当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める程度であるとき。

2 子育て部分休暇の承認は、申請する会計年度任用講師について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき基準時間を超えない範囲内で、30

分を単位として行うものとする。

- 3 杉並区職員の育児休業等に関する条例第15条の規定による部分休業の承認又は第20条の規定による育児時間の承認若しくは第28条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある会計年度任用講師に対する子育て部分休暇の承認については、1日につき基準時間から当該部分休業、当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
- 4 教育委員会は、子育て部分休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書等の提出を求めることができる。
- 5 幼稚園職員勤務時間規則第30条の2の2第5項から第9項までの規定は、会計年度任用講師の子育て部分休暇の申請及び承認等について準用する。

(子育て部分休暇を承認することができる会計年度任用講師)

第29条の3 教育委員会は、会計年度任用講師が次の各号のいずれにも該当する場合に子育て部分休暇を承認するものとする。

- (1) 当該会計年度任用講師について定められた1週間の勤務日数が3日以上、1月の勤務日数が12日以上又は1年間の勤務日数が121日以上であること。
- (2) 1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があること。

第32条第1項中「第29条の2」を「第29条の4」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 子育て部分休暇の承認の申請その他のこの規則の施行の日以後の子育て部分休暇に関し必要な行為は、同日前においても改正後の第29条の2の規定の例により行うことができる。

杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
<p>(介護時間)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 介護時間の承認は、申請する会計年度任用講師について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき当該勤務時間から5時間45分を減じた時間(次項並びに第29条の2第2項及び第3項において「基準時間」という。)を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。</p> <p>3 杉並区職員の育児休業等に関する条例(平成4年杉並区条例第1号)第15条の規定による部分休業の承認又は第29条の2の規定による子育て部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある会計年度任用講師に対する介護時間の承認については、1日につき基準時間から当該部分休業又は当該子育て部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(子育て部分休業)</p> <p>第29条の2 教育委員会は、会計年度任用講師が、当該会計年度任用講師の子であって、満3歳に達した日から満12歳(次に掲げる場合にあつては、満18歳)に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものを養育するため、1日の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休業を承認するものとする。</p> <p>(1) 当該会計年度任用講師の子が、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)の規定により身体障害者手帳の交付を受けている場合</p> <p>(2) 当該会計年度任用講師の子が、厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている場合又は東京都知事の定めるところにより愛の手帳の交付を受けている場合</p> <p>(3) 当該会計年度任用講師の子が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合</p> <p>(4) 当該会計年度任用講師の子が、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病にかかっている場合であつて、その疾病の状態が同条第3項の規定により当該小児慢性特定疾病ごと</p>	<p>(介護時間)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 介護時間の承認は、申請する会計年度任用講師について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき当該勤務時間から5時間45分を減じた時間(次項_____において「基準時間」という。)を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。</p> <p>3 杉並区職員の育児休業等に関する条例(平成4年杉並区条例第1号)第15条の規定による部分休業の承認_____を受けて勤務しない時間がある会計年度任用講師に対する介護時間の承認については、1日につき基準時間から当該部分休業_____の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>4～6 略</p>

新	旧
<p><u>に厚生労働大臣が定める程度であるとき。</u></p> <p>2 <u>子育て部分休暇の承認は、申請する会計年度任用講師について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき基準時間を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。</u></p> <p>3 <u>杉並区職員の育児休業等に関する条例第15条の規定による部分休業の承認又は第20条の規定による育児時間の承認若しくは第28条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある会計年度任用講師に対する子育て部分休暇の承認については、1日につき基準時間から当該部分休業、当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</u></p> <p>4 <u>教育委員会は、子育て部分休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書等の提出を求めることができる。</u></p> <p>5 <u>幼稚園職員勤務時間規則第30条の2の2第5項から第9項までの規定は、会計年度任用講師の子育て部分休暇の申請及び承認等について準用する。</u> <u>(子育て部分休暇を承認することができる会計年度任用講師)</u></p> <p>第29条の3 <u>教育委員会は、会計年度任用講師が次の各号のいずれにも該当する場合に子育て部分休暇を承認するものとする。</u></p> <p><u>(1) 当該会計年度任用講師について定められた1週間の勤務日数が3日以上、1月の勤務日数が12日以上又は1年間の勤務日数が121日以上であること。</u></p> <p><u>(2) 1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があること。</u></p> <p>(組合休暇)</p> <p>第29条の4 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(特別休暇等の特例)</p> <p>第32条 同一年度中に、杉並区の常勤の職を退職した者が会計年度任用講師として新たに任用された場合において、当該年度における第15条から第28条まで及び第29条の4の規定の適用については、直近の退職以前の当該年度中の全ての勤務と現に任用された後の勤務とが継続するものとみなす。会計年度任用講師として杉並区会計年度任用講師の任用等に関する規則（令和2年杉並区教育委員会規則第6号）第4条第2項に規定する任期の更新をしたときも同様とする。</p>	<p>(組合休暇)</p> <p>第29条の4 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(特別休暇等の特例)</p> <p>第32条 同一年度中に、杉並区の常勤の職を退職した者が会計年度任用講師として新たに任用された場合において、当該年度における第15条から第28条まで及び第29条の2の規定の適用については、直近の退職以前の当該年度中の全ての勤務と現に任用された後の勤務とが継続するものとみなす。会計年度任用講師として杉並区会計年度任用講師の任用等に関する規則（令和2年杉並区教育委員会規則第6号）第4条第2項に規定する任期の更新をしたときも同様とする。</p>

杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年12月11日

杉並区教育委員会

教育長 渋谷 正 宏

杉並区教育委員会規則第17号

杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成12年杉並区教育委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第10号中「の規定により」を「に規定する」に改め、「修学部分休業」の次に「（以下「修学部分休業」という。）」を加え、同項第11号中「の規定により」を「に規定する」に改め、「高齢者部分休業」の次に「（以下「高齢者部分休業」という。）」を加え、同条第5項中「法第26条の2第1項に規定する」及び「法第26条の3第1項に規定する」を削り、「又は育児休業法第19条第1項」を「、育児休業法第19条第1項」に、「（以下）」を「又は勤務時間条例第18条の2の2第1項に規定する子育て部分休暇により勤務しない時間（以下）」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

新	旧
下 「部分休業等により勤務しない時間」という。)があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。	— 「部分休業等により勤務しない時間」という。)があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。

杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年12月11日

杉並区教育委員会

教育長 渋谷 正 宏

杉並区教育委員会規則第18号

杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則（平成19年杉並区教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第10号中「の規定により」を「に規定する」に改め、「修学部分休業」の次に「（以下「修学部分休業」という。）」を加え、同項第11号中「の規定により」を「に規定する」に改め、「高齢者部分休業」の次に「（以下「高齢者部分休業」という。）」を加え、同条第5項中「法第26条の2第1項に規定する」及び「法第26条の3第1項に規定する」を削り、「又は育児休業法第19条第1項」を「、育児休業法第19条第1項」に、「（以下）」を「又は勤務時間条例第19条の2の2第1項に規定する子育て部分休暇により勤務しない時間（以下）」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

新	旧
会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。	会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。

杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則
を公布する。

令和6年12月11日

杉並区教育委員会

教育長 渋谷 正 宏

杉並区教育委員会規則第19号

杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する
規則

杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年杉並区教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項第7号中「第29条の2」を「第29条の4」に改める。

第24条第3項中「という。）により勤務しない時間」の次に「又は会計年度任用講師勤務時間規則第29条の2第1項に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）により勤務しない時間」を加える。

第24条の2第3項中「介護時間」という。）」の次に「、子育て部分休暇」を加え、同条第5項中「介護時間」の次に「、子育て部分休暇」を加える。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
<p>(基準日に育児休業をしている会計年度任用講師の勤務した期間)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 前条第1項第6号及び同条第3項第6号の勤務した期間は、次の各号に掲げる期間以外の期間とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 会計年度任用講師勤務時間規則第29条の4に規定する組合休暇（以下「組合休暇」という。）により勤務しない期間（期末手当の欠勤等日数）</p> <p>第24条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の所定の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間、育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）により勤務しない時間又は会計年度任用講師勤務時間規則第29条の2第1項に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）により勤務しない時間（第25条において「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。</p> <p>4 略 （勤勉手当の欠勤等日数）</p> <p>第24条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の所定の勤務時間の一部について、職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除されたことにより勤務しない時間（減免基準第2条に規定する承認を受けていない時間（講演等を行った期間を除く。）に係るものに限る。）、病気休暇、介護休暇、会計年度任用講師勤務時間規則第28条に規定する介護時間（以下「介護時間」という。）、子育て部分休暇若しくは組合休暇により勤務しない時間、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は部分休</p>	<p>(基準日に育児休業をしている会計年度任用講師の勤務した期間)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 前条第1項第6号及び同条第3項第6号の勤務した期間は、次の各号に掲げる期間以外の期間とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 会計年度任用講師勤務時間規則第29条の2に規定する組合休暇（以下「組合休暇」という。）により勤務しない期間（期末手当の欠勤等日数）</p> <p>第24条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の所定の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間、育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）により勤務しない時間_____</p> <p>_____（第25条において「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。</p> <p>4 略 （勤勉手当の欠勤等日数）</p> <p>第24条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の所定の勤務時間の一部について、職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除されたことにより勤務しない時間（減免基準第2条に規定する承認を受けていない時間（講演等を行った期間を除く。）に係るものに限る。）、病気休暇、介護休暇、会計年度任用講師勤務時間規則第28条に規定する介護時間（以下「介護時間」という。）_____若しくは組合休暇により勤務しない時間、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は部分休</p>

新	旧
<p>業により勤務しない時間（第25条の2において「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。</p>	<p>業により勤務しない時間（第25条の2において「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。</p>
<p>4 略</p>	<p>4 略</p>
<p>5 第3項の規定は、介護時間、子育て部分休暇又は部分休業により勤務しない時間については、それぞれ7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間（パートタイム講師として在職した期間において介護時間、子育て部分休暇又は部分休業により勤務しない時間にあつては当該勤務しない時間をそれぞれ合計した時間をパートタイム講師に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。</p>	<p>5 第3項の規定は、介護時間_____又は部分休業により勤務しない時間については、それぞれ7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間（パートタイム講師として在職した期間において介護時間_____又は部分休業により勤務しない時間にあつては当該勤務しない時間をそれぞれ合計した時間をパートタイム講師に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。</p>
<p>6 略</p>	<p>6 略</p>

杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を
改正する規則を公布する。

令和6年12月11日

杉並区教育委員会

教育長 渋谷 正 宏

杉並区教育委員会規則第20号

杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（昭和44年杉並区教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号シ中「及び第19条の2第1項」を「、第19条の2第1項及び第19条の2の2第1項」に、「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に改め、同項第4号シ中「及び第18条の2第1項」を「、第18条の2第1項及び第18条の2の2第1項」に、「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に改め、同項第10号に次のように加える。

ス 区講師規則第29条の2に規定する子育て部分休暇の承認

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
<p>(委任事務)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項に規定するもののほか、次に掲げる事務は、教育長に委任する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成19年杉並区条例第10号。以下「学校職員勤務時間条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア～サ 略</p> <p>シ <u>学校職員勤務時間条例第18条第1項、第19条第1項、第19条の2第1項及び第19条の2の2第1項の規定による学校教育職員の特別休暇、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇の承認</u></p> <p>(4) 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年杉並区条例第17号。以下「幼稚園勤務時間条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア～サ 略</p> <p>シ <u>幼稚園勤務時間条例第17条第1項、第18条第1項、第18条の2第1項及び第18条の2の2第1項の規定による幼稚園教育職員の特別休暇、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇の承認</u></p> <p>(5)～(9) 略</p> <p>(10) 杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和2年杉並区教育委員会規則第7号。以下「区講師規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア～シ 略</p> <p>ス 区講師規則第29条の2に規定する子育て部分休暇の承認</p> <p>(11)及び(12) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(委任事務)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項に規定するもののほか、次に掲げる事務は、教育長に委任する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成19年杉並区条例第10号。以下「学校職員勤務時間条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア～サ 略</p> <p>シ <u>学校職員勤務時間条例第18条第1項、第19条第1項及び第19条の2第1項の規定による学校教育職員の特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認</u></p> <p>(4) 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年杉並区条例第17号。以下「幼稚園勤務時間条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア～サ 略</p> <p>シ <u>幼稚園勤務時間条例第17条第1項、第18条第1項及び第18条の2第1項の規定による幼稚園教育職員の特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認</u></p> <p>(5)～(9) 略</p> <p>(10) 杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和2年杉並区教育委員会規則第7号。以下「区講師規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア～シ 略</p> <p>(11)及び(12) 略</p> <p>3 略</p>

杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年12月11日

杉並区教育委員会

教育長 渋谷 正 宏

杉並区教育委員会規則第21号

杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年杉並区教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「100分の112.5」を「100分の122.5」に、「100分の130」を「100分の140」に改め、同項第2号中「100分の55」を「100分の60」に、「100分の63.75」を「100分の68.75」に改める。

第5条第1項第10号中「の規定により」を「に規定する」に改め、「修学部分休業」の次に「（以下「修学部分休業」という。）」を加え、同項第11号中「高齢者部分休業」の次に「（以下「高齢者部分休業」という。）」を加え、同条第5項中「法第26条の2第1項に規定する」及び「法第26条の3第1項に規定する」を削り、「介護時間」という。）の次に「、勤務時間条例第18条の2の2第1項に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）」を加え、同条第7項中「介護時間又は」を「介護時間、子育て部分休暇又は」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1項、第5項及び第7項の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。
- 3 改正後の規則の規定を適用する場合には、この規則による改正前の杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の規定に基づいて支給された勤勉手当は、改正後の規則の規定による勤勉手当の内払とみなす。

杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
<p>(支給割合)</p> <p>第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>(1) 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前三任用短時間勤務職員」という。)以外の職員 100分の122.5(条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては100分の140)</p> <p>(2) 定年前三任用短時間勤務職員 100分の60(条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては100分の68.75)</p> <p>2～3 略</p> <p>(欠勤等日数)</p> <p>第5条 前条第1項及び第3項の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間(第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。)ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間(以下「1日の正規の勤務時間」という。)について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日(第10号及び第11号に掲げる期間にあつては3分の2日とし、第15号に掲げる期間にあつては2日とする。)として換算した日数(1日(第10号及び第11号に掲げる期間にあつては、3分の2日)未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数)を合計した日数とする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 法第26条の2第1項に規定する修学部分休業(以下「修学部分休業」<u>という。</u>)をしている職員として在職した期間</p> <p>(11) 法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業(以下「高齢者部分休業」<u>という。</u>)をしている職員として在職した期間</p> <p>(12)～(19) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1</p>	<p>(支給割合)</p> <p>第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>(1) 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前三任用短時間勤務職員」という。)以外の職員 100分の112.5(条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては100分の130)</p> <p>(2) 定年前三任用短時間勤務職員 100分の55(条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては100分の63.75)</p> <p>2～3 略</p> <p>(欠勤等日数)</p> <p>第5条 前条第1項及び第3項の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間(第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。)ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間(以下「1日の正規の勤務時間」という。)について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日(第10号及び第11号に掲げる期間にあつては3分の2日とし、第15号に掲げる期間にあつては2日とする。)として換算した日数(1日(第10号及び第11号に掲げる期間にあつては、3分の2日)未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数)を合計した日数とする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 法第26条の2第1項の規定により修学部分休業_____をしている職員として在職した期間</p> <p>(11) 法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業_____をしている職員として在職した期間</p> <p>(12)～(19) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1</p>

杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年12月11日

杉並区教育委員会

教育長 渋谷 正 宏

杉並区教育委員会規則第22号

杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則（平成19年杉並区教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「100分の112.5」を「100分の122.5」に、「100分の130」を「100分の140」に改め、同項第2号中「100分の55」を「100分の60」に、「100分の63.75」を「100分の68.75」に改める。

第5条第1項第10号中「の規定により」を「に規定する」に改め、「修学部分休業」の次に「（以下「修学部分休業」という。）」を加え、同項第11号中「高齢者部分休業」の次に「（以下「高齢者部分休業」という。）」を加え、同条第5項中「法第26条の2第1項に規定する」及び「法第26条の3第1項に規定する」を削り、「介護時間」という。）の次に「、勤務時間条例第19条の2の2第1項に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）」を加え、同条第7項中「介護時間又は」を「介護時間、子育て部分休暇又は」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1項、第5項及び第7項の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。
- 3 改正後の規則の規定を適用する場合には、この規則による改正前の杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の規定に基づいて支給された勤勉手当は、改正後の規則の規定による勤勉手当の内払とみなす。

杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
<p>(支給割合)</p> <p>第4条 条例第32条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>(1) 法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 100分の122.5（条例第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては100分の140）</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 100分の60（条例第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては100分の68.75）</p>	<p>(支給割合)</p> <p>第4条 条例第32条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>(1) 法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 100分の112.5（条例第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては100分の130）</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 100分の55（条例第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては100分の63.75）</p>
<p>2及び3 略</p>	<p>2及び3 略</p>
<p>(欠勤等日数)</p> <p>第5条 前条第1項及び第3項の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第10号及び第11号に掲げる期間にあつては3分の2日とし、第15号に掲げる期間にあつては2日とする。）として換算した日数（1日（第10号及び第11号に掲げる期間にあつては、3分の2日）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数）を合計した日数とする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 法第26条の2第1項に規定する修学部分休業（以下「修学部分休業という。）をしている職員として在職した期間</p> <p>(11) 法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業（以下「高齢者部分休業という。）をしている職員として在職した期間</p> <p>(12)～(19) 略</p>	<p>(欠勤等日数)</p> <p>第5条 前条第1項及び第3項の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第10号及び第11号に掲げる期間にあつては3分の2日とし、第15号に掲げる期間にあつては2日とする。）として換算した日数（1日（第10号及び第11号に掲げる期間にあつては、3分の2日）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数）を合計した日数とする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 法第26条の2第1項の規定により修学部分休業 _____ をしている職員として在職した期間</p> <p>(11) 法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業 _____ をしている職員として在職した期間</p> <p>(12)～(19) 略</p>
<p>2～4 略</p>	<p>2～4 略</p>
<p>5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、 _____ 修学部</p>	<p>5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、 法第26条の2第1項に規定する 修学部</p>

杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年12月11日

杉並区教育委員会

教育長 渋谷 正 宏

杉並区教育委員会規則第23号

杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（平成12年杉並区教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3 (第6条関係)

昇格時対応号給表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
号給			
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	2
15	1	1	3
16	1	1	4
17	1	1	5
18	1	2	6
19	1	3	7
20	1	4	8
21	1	5	9
22	1	6	10
23	1	7	11
24	1	8	12
25	1	9	13
26	1	10	14
27	1	11	15
28	1	12	16
29	1	13	17
30	1	14	18
31	1	15	19
32	1	16	20
33	1	17	21
34	1	18	22
35	1	19	23
36	1	20	24
37	1	21	25
38	1	22	26
39	1	23	27
40	1	24	28
41	1	25	29
42	2	26	30
43	3	27	31
44	4	28	32
45	5	29	33
46	6	29	34
47	7	30	35
48	8	30	36
49	9	31	37
50	10	31	37

51	11	32	38
52	12	32	38
53	13	33	39
54	14	34	39
55	15	35	40
56	16	36	40
57	17	37	41
58	18	37	42
59	19	38	43
60	20	38	44
61	21	39	45
62	22	39	45
63	23	40	46
64	24	40	46
65	25	41	47
66	26	41	47
67	27	42	48
68	28	42	48
69	29	43	49
70	30	43	50
71	31	44	51
72	32	44	52
73	33	45	53
74	34	46	54
75	35	47	55
76	36	48	56
77	37	49	57
78	38	50	58
79	39	51	59
80	40	52	60
81	41	53	61
82	42	53	61
83	43	54	62
84	44	54	62
85	45	55	63
86	46	55	63
87	47	56	64
88	48	56	64
89	49	57	65
90	50	58	66
91	51	59	67
92	52	60	68
93	53	61	69
94	53	61	70
95	54	62	71
96	54	62	72
97	55	63	73
98	55	63	74
99	56	64	75
100	56	64	76
101	57	65	77
102	58	66	78
103	59	67	79
104	60	68	80
105	61	69	81

106	61	70	81
107	62	71	82
108	62	72	82
109	63	73	83
110	63	74	83
111	64	75	84
112	64	76	84
113	65	77	85
114	65	77	
115	66	78	
116	66	78	
117	67	79	
118	67	79	
119	68	80	
120	68	80	
121	69	81	
122	69	82	
123	70	83	
124	70	84	
125	71	85	
126	71	86	
127	72	87	
128	72	88	
129	73	89	
130	73		
131	74		
132	74		
133	75		
134	75		
135	76		
136	76		
137	77		
138	77		
139	78		
140	78		
141	79		
142	79		
143	80		
144	80		
145	81		
146	81		
147	82		
148	82		
149	83		
150	83		
151	84		
152	84		
153	85		
154	86		
155	87		
156	88		
157	89		
158	89		
159	90		
160	90		

161	91		
162	91		
163	92		
164	92		
165	93		
166	94		
167	95		
168	96		
169	97		

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の規定は、令和6年4月1日から適用する。

杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

新				旧			
別表第3（第6条関係）				別表第3（第6条関係）			
昇格時対応号給表				昇格時対応号給表			
昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
号給	2級	3級	4級	号給	2級	3級	4級
<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>2</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>3</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>3</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>4</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>4</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>5</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>5</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>6</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>6</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>7</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>7</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>8</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>8</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>9</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>9</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>10</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>10</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>11</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>11</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>12</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>12</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>13</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>13</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>14</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>14</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>2</u>
<u>15</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>3</u>	<u>15</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>3</u>
<u>16</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>4</u>	<u>16</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>4</u>
<u>17</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>5</u>	<u>17</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>5</u>
<u>18</u>	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>6</u>	<u>18</u>	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>6</u>
<u>19</u>	<u>1</u>	<u>3</u>	<u>7</u>	<u>19</u>	<u>1</u>	<u>3</u>	<u>7</u>
<u>20</u>	<u>1</u>	<u>4</u>	<u>8</u>	<u>20</u>	<u>1</u>	<u>4</u>	<u>8</u>
<u>21</u>	<u>1</u>	<u>5</u>	<u>9</u>	<u>21</u>	<u>1</u>	<u>5</u>	<u>9</u>
<u>22</u>	<u>1</u>	<u>6</u>	<u>10</u>	<u>22</u>	<u>1</u>	<u>6</u>	<u>10</u>
<u>23</u>	<u>1</u>	<u>7</u>	<u>11</u>	<u>23</u>	<u>1</u>	<u>7</u>	<u>11</u>
<u>24</u>	<u>1</u>	<u>8</u>	<u>12</u>	<u>24</u>	<u>1</u>	<u>8</u>	<u>12</u>

新				旧			
<u>25</u>	<u>1</u>	<u>9</u>	<u>13</u>	<u>25</u>	<u>1</u>	<u>9</u>	<u>13</u>
<u>26</u>	<u>1</u>	<u>10</u>	<u>14</u>	<u>26</u>	<u>1</u>	<u>10</u>	<u>14</u>
<u>27</u>	<u>1</u>	<u>11</u>	<u>15</u>	<u>27</u>	<u>1</u>	<u>11</u>	<u>15</u>
<u>28</u>	<u>1</u>	<u>12</u>	<u>16</u>	<u>28</u>	<u>1</u>	<u>12</u>	<u>16</u>
<u>29</u>	<u>1</u>	<u>13</u>	<u>17</u>	<u>29</u>	<u>1</u>	<u>13</u>	<u>17</u>
<u>30</u>	<u>1</u>	<u>14</u>	<u>18</u>	<u>30</u>	<u>1</u>	<u>14</u>	<u>18</u>
<u>31</u>	<u>1</u>	<u>15</u>	<u>19</u>	<u>31</u>	<u>1</u>	<u>15</u>	<u>19</u>
<u>32</u>	<u>1</u>	<u>16</u>	<u>20</u>	<u>32</u>	<u>1</u>	<u>16</u>	<u>20</u>
<u>33</u>	<u>1</u>	<u>17</u>	<u>21</u>	<u>33</u>	<u>1</u>	<u>17</u>	<u>21</u>
<u>34</u>	<u>1</u>	<u>18</u>	<u>22</u>	<u>34</u>	<u>1</u>	<u>18</u>	<u>22</u>
<u>35</u>	<u>1</u>	<u>19</u>	<u>23</u>	<u>35</u>	<u>1</u>	<u>19</u>	<u>23</u>
<u>36</u>	<u>1</u>	<u>20</u>	<u>24</u>	<u>36</u>	<u>1</u>	<u>20</u>	<u>24</u>
<u>37</u>	<u>1</u>	<u>21</u>	<u>25</u>	<u>37</u>	<u>1</u>	<u>21</u>	<u>25</u>
<u>38</u>	<u>1</u>	<u>22</u>	<u>26</u>	<u>38</u>	<u>1</u>	<u>22</u>	<u>26</u>
<u>39</u>	<u>1</u>	<u>23</u>	<u>27</u>	<u>39</u>	<u>1</u>	<u>23</u>	<u>27</u>
<u>40</u>	<u>1</u>	<u>24</u>	<u>28</u>	<u>40</u>	<u>1</u>	<u>24</u>	<u>28</u>
<u>41</u>	<u>1</u>	<u>25</u>	<u>29</u>	<u>41</u>	<u>1</u>	<u>25</u>	<u>29</u>
<u>42</u>	<u>2</u>	<u>26</u>	<u>30</u>	<u>42</u>	<u>2</u>	<u>26</u>	<u>30</u>
<u>43</u>	<u>3</u>	<u>27</u>	<u>31</u>	<u>43</u>	<u>3</u>	<u>27</u>	<u>31</u>
<u>44</u>	<u>4</u>	<u>28</u>	<u>32</u>	<u>44</u>	<u>4</u>	<u>28</u>	<u>32</u>
<u>45</u>	<u>5</u>	<u>29</u>	<u>33</u>	<u>45</u>	<u>5</u>	<u>29</u>	<u>33</u>
<u>46</u>	<u>6</u>	<u>29</u>	<u>34</u>	<u>46</u>	<u>6</u>	<u>30</u>	<u>34</u>
<u>47</u>	<u>7</u>	<u>30</u>	<u>35</u>	<u>47</u>	<u>7</u>	<u>31</u>	<u>35</u>
<u>48</u>	<u>8</u>	<u>30</u>	<u>36</u>	<u>48</u>	<u>8</u>	<u>32</u>	<u>36</u>
<u>49</u>	<u>9</u>	<u>31</u>	<u>37</u>	<u>49</u>	<u>9</u>	<u>33</u>	<u>37</u>
<u>50</u>	<u>10</u>	<u>31</u>	<u>37</u>	<u>50</u>	<u>10</u>	<u>34</u>	<u>38</u>
<u>51</u>	<u>11</u>	<u>32</u>	<u>38</u>	<u>51</u>	<u>11</u>	<u>35</u>	<u>39</u>
<u>52</u>	<u>12</u>	<u>32</u>	<u>38</u>	<u>52</u>	<u>12</u>	<u>36</u>	<u>40</u>
<u>53</u>	<u>13</u>	<u>33</u>	<u>39</u>	<u>53</u>	<u>13</u>	<u>37</u>	<u>41</u>
<u>54</u>	<u>14</u>	<u>34</u>	<u>39</u>	<u>54</u>	<u>14</u>	<u>37</u>	<u>41</u>
<u>55</u>	<u>15</u>	<u>35</u>	<u>40</u>	<u>55</u>	<u>15</u>	<u>38</u>	<u>42</u>
<u>56</u>	<u>16</u>	<u>36</u>	<u>40</u>	<u>56</u>	<u>16</u>	<u>38</u>	<u>42</u>

新				旧			
<u>57</u>	<u>17</u>	<u>37</u>	<u>41</u>	<u>57</u>	<u>17</u>	<u>39</u>	<u>43</u>
<u>58</u>	<u>18</u>	<u>37</u>	<u>42</u>	<u>58</u>	<u>18</u>	<u>39</u>	<u>43</u>
<u>59</u>	<u>19</u>	<u>38</u>	<u>43</u>	<u>59</u>	<u>19</u>	<u>40</u>	<u>44</u>
<u>60</u>	<u>20</u>	<u>38</u>	<u>44</u>	<u>60</u>	<u>20</u>	<u>40</u>	<u>44</u>
<u>61</u>	<u>21</u>	<u>39</u>	<u>45</u>	<u>61</u>	<u>21</u>	<u>41</u>	<u>45</u>
<u>62</u>	<u>22</u>	<u>39</u>	<u>45</u>	<u>62</u>	<u>22</u>	<u>42</u>	<u>46</u>
<u>63</u>	<u>23</u>	<u>40</u>	<u>46</u>	<u>63</u>	<u>23</u>	<u>43</u>	<u>47</u>
<u>64</u>	<u>24</u>	<u>40</u>	<u>46</u>	<u>64</u>	<u>24</u>	<u>44</u>	<u>48</u>
<u>65</u>	<u>25</u>	<u>41</u>	<u>47</u>	<u>65</u>	<u>25</u>	<u>45</u>	<u>49</u>
<u>66</u>	<u>26</u>	<u>41</u>	<u>47</u>	<u>66</u>	<u>26</u>	<u>45</u>	<u>49</u>
<u>67</u>	<u>27</u>	<u>42</u>	<u>48</u>	<u>67</u>	<u>27</u>	<u>46</u>	<u>50</u>
<u>68</u>	<u>28</u>	<u>42</u>	<u>48</u>	<u>68</u>	<u>28</u>	<u>46</u>	<u>50</u>
<u>69</u>	<u>29</u>	<u>43</u>	<u>49</u>	<u>69</u>	<u>29</u>	<u>47</u>	<u>51</u>
<u>70</u>	<u>30</u>	<u>43</u>	<u>50</u>	<u>70</u>	<u>30</u>	<u>47</u>	<u>51</u>
<u>71</u>	<u>31</u>	<u>44</u>	<u>51</u>	<u>71</u>	<u>31</u>	<u>48</u>	<u>52</u>
<u>72</u>	<u>32</u>	<u>44</u>	<u>52</u>	<u>72</u>	<u>32</u>	<u>48</u>	<u>52</u>
<u>73</u>	<u>33</u>	<u>45</u>	<u>53</u>	<u>73</u>	<u>33</u>	<u>49</u>	<u>53</u>
<u>74</u>	<u>34</u>	<u>46</u>	<u>54</u>	<u>74</u>	<u>34</u>	<u>50</u>	<u>54</u>
<u>75</u>	<u>35</u>	<u>47</u>	<u>55</u>	<u>75</u>	<u>35</u>	<u>51</u>	<u>55</u>
<u>76</u>	<u>36</u>	<u>48</u>	<u>56</u>	<u>76</u>	<u>36</u>	<u>52</u>	<u>56</u>
<u>77</u>	<u>37</u>	<u>49</u>	<u>57</u>	<u>77</u>	<u>37</u>	<u>53</u>	<u>57</u>
<u>78</u>	<u>38</u>	<u>50</u>	<u>58</u>	<u>78</u>	<u>38</u>	<u>54</u>	<u>58</u>
<u>79</u>	<u>39</u>	<u>51</u>	<u>59</u>	<u>79</u>	<u>39</u>	<u>55</u>	<u>59</u>
<u>80</u>	<u>40</u>	<u>52</u>	<u>60</u>	<u>80</u>	<u>40</u>	<u>56</u>	<u>60</u>
<u>81</u>	<u>41</u>	<u>53</u>	<u>61</u>	<u>81</u>	<u>41</u>	<u>57</u>	<u>61</u>
<u>82</u>	<u>42</u>	<u>53</u>	<u>61</u>	<u>82</u>	<u>42</u>	<u>57</u>	<u>62</u>
<u>83</u>	<u>43</u>	<u>54</u>	<u>62</u>	<u>83</u>	<u>43</u>	<u>58</u>	<u>63</u>
<u>84</u>	<u>44</u>	<u>54</u>	<u>62</u>	<u>84</u>	<u>44</u>	<u>58</u>	<u>64</u>
<u>85</u>	<u>45</u>	<u>55</u>	<u>63</u>	<u>85</u>	<u>45</u>	<u>59</u>	<u>65</u>
<u>86</u>	<u>46</u>	<u>55</u>	<u>63</u>	<u>86</u>	<u>46</u>	<u>59</u>	<u>65</u>
<u>87</u>	<u>47</u>	<u>56</u>	<u>64</u>	<u>87</u>	<u>47</u>	<u>60</u>	<u>66</u>
<u>88</u>	<u>48</u>	<u>56</u>	<u>64</u>	<u>88</u>	<u>48</u>	<u>60</u>	<u>66</u>

新				旧			
<u>89</u>	<u>49</u>	<u>57</u>	<u>65</u>	<u>89</u>	<u>49</u>	<u>61</u>	<u>67</u>
<u>90</u>	<u>50</u>	<u>58</u>	<u>66</u>	<u>90</u>	<u>50</u>	<u>62</u>	<u>67</u>
<u>91</u>	<u>51</u>	<u>59</u>	<u>67</u>	<u>91</u>	<u>51</u>	<u>63</u>	<u>68</u>
<u>92</u>	<u>52</u>	<u>60</u>	<u>68</u>	<u>92</u>	<u>52</u>	<u>64</u>	<u>68</u>
<u>93</u>	<u>53</u>	<u>61</u>	<u>69</u>	<u>93</u>	<u>53</u>	<u>65</u>	<u>69</u>
<u>94</u>	<u>53</u>	<u>61</u>	<u>70</u>	<u>94</u>	<u>54</u>	<u>65</u>	<u>70</u>
<u>95</u>	<u>54</u>	<u>62</u>	<u>71</u>	<u>95</u>	<u>55</u>	<u>66</u>	<u>71</u>
<u>96</u>	<u>54</u>	<u>62</u>	<u>72</u>	<u>96</u>	<u>56</u>	<u>66</u>	<u>72</u>
<u>97</u>	<u>55</u>	<u>63</u>	<u>73</u>	<u>97</u>	<u>57</u>	<u>67</u>	<u>73</u>
<u>98</u>	<u>55</u>	<u>63</u>	<u>74</u>	<u>98</u>	<u>58</u>	<u>67</u>	<u>74</u>
<u>99</u>	<u>56</u>	<u>64</u>	<u>75</u>	<u>99</u>	<u>59</u>	<u>68</u>	<u>75</u>
<u>100</u>	<u>56</u>	<u>64</u>	<u>76</u>	<u>100</u>	<u>60</u>	<u>68</u>	<u>76</u>
<u>101</u>	<u>57</u>	<u>65</u>	<u>77</u>	<u>101</u>	<u>61</u>	<u>69</u>	<u>77</u>
<u>102</u>	<u>58</u>	<u>66</u>	<u>78</u>	<u>102</u>	<u>61</u>	<u>70</u>	<u>78</u>
<u>103</u>	<u>59</u>	<u>67</u>	<u>79</u>	<u>103</u>	<u>62</u>	<u>71</u>	<u>79</u>
<u>104</u>	<u>60</u>	<u>68</u>	<u>80</u>	<u>104</u>	<u>62</u>	<u>72</u>	<u>80</u>
<u>105</u>	<u>61</u>	<u>69</u>	<u>81</u>	<u>105</u>	<u>63</u>	<u>73</u>	<u>81</u>
<u>106</u>	<u>61</u>	<u>70</u>	<u>81</u>	<u>106</u>	<u>63</u>	<u>74</u>	<u>82</u>
<u>107</u>	<u>62</u>	<u>71</u>	<u>82</u>	<u>107</u>	<u>64</u>	<u>75</u>	<u>83</u>
<u>108</u>	<u>62</u>	<u>72</u>	<u>82</u>	<u>108</u>	<u>64</u>	<u>76</u>	<u>84</u>
<u>109</u>	<u>63</u>	<u>73</u>	<u>83</u>	<u>109</u>	<u>65</u>	<u>77</u>	<u>85</u>
<u>110</u>	<u>63</u>	<u>74</u>	<u>83</u>	<u>110</u>	<u>65</u>	<u>78</u>	<u>85</u>
<u>111</u>	<u>64</u>	<u>75</u>	<u>84</u>	<u>111</u>	<u>66</u>	<u>79</u>	<u>86</u>
<u>112</u>	<u>64</u>	<u>76</u>	<u>84</u>	<u>112</u>	<u>66</u>	<u>80</u>	<u>86</u>
<u>113</u>	<u>65</u>	<u>77</u>	<u>85</u>	<u>113</u>	<u>67</u>	<u>81</u>	<u>87</u>
<u>114</u>	<u>65</u>	<u>77</u>		<u>114</u>	<u>67</u>	<u>82</u>	
<u>115</u>	<u>66</u>	<u>78</u>		<u>115</u>	<u>68</u>	<u>83</u>	
<u>116</u>	<u>66</u>	<u>78</u>		<u>116</u>	<u>68</u>	<u>84</u>	
<u>117</u>	<u>67</u>	<u>79</u>		<u>117</u>	<u>69</u>	<u>85</u>	
<u>118</u>	<u>67</u>	<u>79</u>		<u>118</u>	<u>69</u>	<u>85</u>	
<u>119</u>	<u>68</u>	<u>80</u>		<u>119</u>	<u>70</u>	<u>86</u>	
<u>120</u>	<u>68</u>	<u>80</u>		<u>120</u>	<u>70</u>	<u>86</u>	

新				旧			
<u>121</u>	<u>69</u>	<u>81</u>		<u>121</u>	<u>71</u>	<u>87</u>	
<u>122</u>	<u>69</u>	<u>82</u>		<u>122</u>	<u>71</u>	<u>87</u>	
<u>123</u>	<u>70</u>	<u>83</u>		<u>123</u>	<u>72</u>	<u>88</u>	
<u>124</u>	<u>70</u>	<u>84</u>		<u>124</u>	<u>72</u>	<u>88</u>	
<u>125</u>	<u>71</u>	<u>85</u>		<u>125</u>	<u>73</u>	<u>89</u>	
<u>126</u>	<u>71</u>	<u>86</u>		<u>126</u>	<u>73</u>	<u>90</u>	
<u>127</u>	<u>72</u>	<u>87</u>		<u>127</u>	<u>73</u>	<u>91</u>	
<u>128</u>	<u>72</u>	<u>88</u>		<u>128</u>	<u>74</u>	<u>92</u>	
<u>129</u>	<u>73</u>	<u>89</u>		<u>129</u>	<u>74</u>	<u>93</u>	
<u>130</u>	<u>73</u>			<u>130</u>	<u>74</u>		
<u>131</u>	<u>74</u>			<u>131</u>	<u>75</u>		
<u>132</u>	<u>74</u>			<u>132</u>	<u>75</u>		
<u>133</u>	<u>75</u>			<u>133</u>	<u>75</u>		
<u>134</u>	<u>75</u>			<u>134</u>	<u>76</u>		
<u>135</u>	<u>76</u>			<u>135</u>	<u>76</u>		
<u>136</u>	<u>76</u>			<u>136</u>	<u>76</u>		
<u>137</u>	<u>77</u>			<u>137</u>	<u>77</u>		
<u>138</u>	<u>77</u>			<u>138</u>	<u>77</u>		
<u>139</u>	<u>78</u>			<u>139</u>	<u>78</u>		
<u>140</u>	<u>78</u>			<u>140</u>	<u>78</u>		
<u>141</u>	<u>79</u>			<u>141</u>	<u>79</u>		
<u>142</u>	<u>79</u>			<u>142</u>	<u>79</u>		
<u>143</u>	<u>80</u>			<u>143</u>	<u>80</u>		
<u>144</u>	<u>80</u>			<u>144</u>	<u>80</u>		
<u>145</u>	<u>81</u>			<u>145</u>	<u>81</u>		
<u>146</u>	<u>81</u>			<u>146</u>	<u>81</u>		
<u>147</u>	<u>82</u>			<u>147</u>	<u>82</u>		
<u>148</u>	<u>82</u>			<u>148</u>	<u>82</u>		
<u>149</u>	<u>83</u>			<u>149</u>	<u>83</u>		
<u>150</u>	<u>83</u>			<u>150</u>	<u>83</u>		
<u>151</u>	<u>84</u>			<u>151</u>	<u>84</u>		
<u>152</u>	<u>84</u>			<u>152</u>	<u>84</u>		

新				旧			
<u>153</u>	<u>85</u>			<u>153</u>	<u>85</u>		
<u>154</u>	<u>86</u>			<u>154</u>	<u>86</u>		
<u>155</u>	<u>87</u>			<u>155</u>	<u>87</u>		
<u>156</u>	<u>88</u>			<u>156</u>	<u>88</u>		
<u>157</u>	<u>89</u>			<u>157</u>	<u>89</u>		
<u>158</u>	<u>89</u>			<u>158</u>	<u>89</u>		
<u>159</u>	<u>90</u>			<u>159</u>	<u>90</u>		
<u>160</u>	<u>90</u>			<u>160</u>	<u>90</u>		
<u>161</u>	<u>91</u>			<u>161</u>	<u>91</u>		
<u>162</u>	<u>91</u>			<u>162</u>	<u>91</u>		
<u>163</u>	<u>92</u>			<u>163</u>	<u>92</u>		
<u>164</u>	<u>92</u>			<u>164</u>	<u>92</u>		
<u>165</u>	<u>93</u>			<u>165</u>	<u>93</u>		
<u>166</u>	<u>94</u>			<u>166</u>	<u>94</u>		
<u>167</u>	<u>95</u>			<u>167</u>	<u>95</u>		
<u>168</u>	<u>96</u>			<u>168</u>	<u>96</u>		
<u>169</u>	<u>97</u>			<u>169</u>	<u>97</u>		

杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年12月11日

杉並区教育委員会

教育長 渋谷 正 宏

杉並区教育委員会規則第24号

杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則（平成19年杉並区教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

職務の級	定 額
1 級	11,800円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1号給10,527円、2号給10,598円、3号給10,670円、4号給10,741円、 5号給10,818円、6号給10,906円、7号給11,000円、8号給11,099円、 9号給11,198円、10号給11,302円、11号給11,412円、12号給11,528円、 13号給11,638円、14号給11,742円
2 級	14,400円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1号給12,408円、2号給12,518円、3号給12,628円、4号給12,738円、 5号給12,848円、6号給12,963円、7号給13,073円、8号給13,183円、 9号給13,293円、10号給13,387円、11号給13,480円、12号給13,574円、 13号給13,662円、14号給13,755円、15号給13,849円、16号給13,942円、 17号給14,041円、18号給14,140円、19号給14,239円、20号給14,338円
3 級	15,100円

4 級	15,500円
5 級	16,200円

別表第 2（第 3 条関係）

職務の級	定 額
1 級	8,300円
2 級	10,800円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1号給10,152円、 2号給10,242円、 3号給10,332円、 4号給10,422円、 5号給10,512円、 6号給10,606円、 7号給10,696円、 8号給10,786円
3 級	11,300円
4 級	11,600円
5 級	11,900円

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
- 改正後の規則の規定を適用する場合には、この規則による改正前の杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の規定に基づいて支給された給料の調整額は、改正後の規則の規定による給料の調整額の内払とみなす。

杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

新		旧	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
職務の級	定額	職務の級	定額
1級	11,800円 。ただし、次の号給の職員にあっては、次の額とする。 1号給 10,527円 、2号給 10,598円 、3号給 10,670円 、 4号給 10,741円 、5号給 10,818円 、6号給 10,906円 、 7号給 11,000円 、8号給 11,099円 、9号給 11,198円 、 10号給 11,302円 、11号給 11,412円 、12号給 11,528円 、 13号給 11,638円 、14号給 11,742円	1級	11,700円 。ただし、次の号給の職員にあっては、次の額とする。 1号給 8,992円 、2号給 9,064円 、3号給 9,135円 、 4号給 9,207円 、5号給 9,284円 、6号給 9,366円 、 7号給 9,449円 、8号給 9,537円 、9号給 9,625円 、 10号給 9,718円 、11号給 9,817円 、12号給 9,922円 、 13号給 10,026円 、14号給 10,131円 、 15号給10,241円 、 16号給10,351円 、 17号給10,466円 、 18号給10,593円 、 19号給10,719円 、 20号給10,846円 、 21号給10,972円 、 22号給11,027円 、 23号給11,088円 、 24号給11,148円 、 25号給11,209円 、 26号給11,275円 、 27号給11,341円 、 28号給11,407円 、 29号給11,473円 、 30号給11,533円 、 31号給11,594円 、 32号給11,654円
2級	14,400円。ただし、次の号給の職員にあっては、次の額とする。 1号給 12,408円 、2号給 12,518円 、3号給 12,628円 、 4号給 12,738円 、5号給 12,848円 、6号給 12,963円 、 7号給 13,073円 、8号給 13,183円 、9号給 13,293円 、 10号給 13,387円 、11号給 13,480円 、12号給 13,574円 、 13号給 13,662円 、14号給 13,755円 、15号給 13,849円 、 16号給 13,942円 、17号給 14,041円 、18号給 14,140円 、 19号給 14,239円 、20号給 14,338円	2級	14,400円。ただし、次の号給の職員にあっては、次の額とする。 1号給 10,686円 、2号給 10,796円 、3号給 10,906円 、 4号給 11,016円 、5号給 11,126円 、6号給 11,242円 、 7号給 11,352円 、8号給 11,462円 、9号給 11,572円 、 10号給 11,676円 、11号給 11,781円 、12号給 11,885円 、 13号給 11,990円 、14号給 12,094円 、15号給 12,199円 、 16号給 12,303円 、17号給 12,413円 、18号給 12,529円 、 19号給 12,644円 、20号給 12,760円 、 21号給12,870円 、 22号給12,985円 、 23号給13,095円 、 24号給13,205円 、 25号給13,310円 、 26号給13,420円 、 27号給13,524円 、 28号給13,629円 、 29号給13,733円 、 30号給13,838円 、 31号給13,948円 、 32号給14,052円 、 33号給14,157円 、 34号給14,267円 、 35号給14,371円
3級	15,100円	3級	14,900円 。ただし、次の号給の職員にあっては、次の額とする。

新		旧	
			とする。
			1号給13,882円、2号給14,003円、3号給14,118円、 4号給14,228円、5号給14,338円、6号給14,454円、 7号給14,564円、8号給14,679円、9号給14,789円
4級	15,500円	4級	15,300円。ただし、次の号給の職員にあっては、次の額とする。
			1号給15,108円、2号給15,224円
5級	16,200円	5級	15,800円
全部改正〔令和5年教委規則44号〕		全部改正〔令和5年教委規則44号〕	
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
職務の級	定額	職務の級	定額
1級	8,300円	1級	8,000円。ただし、次の号給の職員にあっては、次の額とする。
			1号給7,357円、2号給7,416円、3号給7,474円、4号給7,533円、5号給7,596円、6号給7,663円、7号給7,731円、8号給7,803円、9号給7,875円、10号給7,951円
2級	10,800円 。ただし、次の号給の職員にあっては、次の額とする。 1号給 10,152円 、2号給 10,242円 、3号給 10,332円 、 4号給 10,422円 、5号給 10,512円 、6号給 10,606円 、 7号給 10,696円 、8号給 10,786円	2級	10,700円 。ただし、次の号給の職員にあっては、次の額とする。 1号給 8,743円 、2号給 8,833円 、3号給 8,923円 、 4号給 9,013円 、5号給 9,103円 、6号給 9,198円 、 7号給 9,288円 、8号給 9,378円 、9号給 9,468円 、10号給 9,553円 、 11号給 9,639円 、12号給 9,724円 、13号給 9,810円 、14号給 9,895円 、 15号給 9,981円 、16号給 10,066円 、17号給 10,156円 、18号給 10,251円 、 19号給 10,345円 、20号給 10,440円 、21号給 10,530円 、22号給 10,624円
3級	11,300円	3級	11,100円
4級	11,600円	4級	11,400円
5級	11,900円	5級	11,700円